

平成30年度 第1回鹿角市空き家等対策協議会
(鹿角市空き家実態調査業務委託公募型プロポーザル審査会)

平成30年6月14日(木) 13時30分
鹿角市役所 第5会議室

次 第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 会長あいさつ
4. 協議案件
 - ①事務局より審査方法等の説明
 - ②審査開始(プレゼンテーション及びヒアリング)
 - I. 株式会社 ゼンリン
 - II. 株式会社 ナカノアイシステム
 - ③採点集計(事務局)
 - ④業者選定審査・報告
5. その他
6. 閉会

鹿角市空き家実態調査業務 事業概要

1. 空き家の現状と本業務の目的

少子高齢化と人口減少が進み全国的に空き家が増加している中、管理不全の空き家については、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など社会問題となっています。

これに対し各自治体において様々な対応・対策を講じることが、これまで以上に重要となってきたことから、本市においては平成25年4月に「鹿角市空き家等の適正管理に関する条例」を施行以来、市内全域の空き家実態調査を実施し、空き家の把握と状況確認を行い、管理不全な空き家の所有者に対し適正な管理を促してきました。

また、平成30年3月に「空き家等対策計画」を策定し、これまで以上に本市の空き家対策事業を推進するとともに、空き家等の利活用の促進事業なども実施してきたところであります。

本業務については、平成25年に実施した空き家実態調査からの経年変化に伴い、新たに鹿角市全域の建物を対象に空き家候補建物の実態を調査し、空き家の件数、状況及び分布状況を把握するとともに空き家情報のデータベース化を行い、空き家対策計画及び空き家の利活用に関わる基礎資料として空き家台帳等の作成を行うことを目的とします。

2. 業務内容

(1) 現地調査に係る方法と各種判定基準の整理

本業務を円滑に実施するにあたり、調査方法及び調査フローについて検討を行い、業務計画書を作成するものとし、「ガイドライン」に基づく調査項目、空き家判定基準、利活用可能空き家判定基準、危険空き家判定基準、写真撮影基準を明記するものとする。

(2) 特定空き家判断基準の検討と作成

(1) で作成する各種判定基準に基づいた特定空き家判断基準の検討を行うものとする。

また、空き家候補建物の外観調査及び写真撮影を実施し、各種判定基準に基づいた総合的な判断により空き家、利活用可能空き家、危険空き家を判定基準別に分類して作成するものとする。

(3) 所有者特定の方法と情報の整理

空き家と判断した建物と家屋課税台帳データの住所情報等との照合を行い、空き家所有者を特定するものとする。なお、照合できた建物については、家屋課税台帳データの所有者・構造・床面積・階層・用途・建築年月日等を台帳に整理するとともに、空き家の情報として台帳に追加するものとする。

(4) 空き家の地図情報の整理と作成

平成25年度に作成した空き家台帳データと、住民基本台帳データの住所情報等による照合や有効と思われる方法で空き家候補建物を抽出し、電子地形図上に空き家候補建物の所在地をプロットするための位置情報（緯度、経度）を取得しCSV形式のデータにまとめたものを作成するものとする。

(5) 空き家候補建物台帳の作成

現地調査結果を台帳として整理し、現地調査の結果を追加した台帳情報（GIS システム）に取り込めるデータを作成するものとする。

資料

なお、空き家台帳の様式及び記載する項目については、管理番号、所在地、所有者等の基本情報と現地調査及び不良度判定した結果を記載するものとし、空き家台帳の付帯資料（登記簿謄本等）がある場合は台帳と一緒に整理するものとする。

3. 履行期限

契約締結の翌日から平成30年12月20日まで

4. 業務委託設計額

5,849,280円